

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第32号



## Newsletter

The Faculty of Law      Ritsumeikan      University

### 目次

立命館と私	中村義孝	2
研究プロジェクト		
「『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」	市川正人	4
裁判と言語分析	堀田秀吾	7
学会報告 日本家族<社会と法>学会19回学術大会	二宮周平	13
この13年間に学んだことを生かすために	中田晋自	15
語るには早すぎる ある院生のささやかな回顧	中村康江	16
博士論文執筆を振り返って	和田進士	18

## 立命館と私

中村義孝

立命館とのお付き合いは、法学部へ入学したのが1958年（昭和33年）であるから、それから数えると45年の長きにわたる。立命館に勤めるようになってからもアットという間に35年が過ぎた。大学院では佐伯千仍先生のもとで刑事法を専攻していたが、1967年に助手に採用される時は学部長から西洋法制史をやれと言われた。私にとってははじめての学問分野であるから、暫く京都大学の大学院で上山安敏先生の教えを乞うことになった。その時の上山先生のゼミに大河純夫さん（現法学部教授）、安藤次男さん（現国際関係学部教授）が出席しておられ、その後も親しくして頂いておる。大学院での勉強はドイツ語の原書が頼りであったが、新しい専門をフランスの法史にしたから今度はフランス語の史料や研究書を中心に勉強することになって今に至っている。

35年の間にはいろんな出来事があった。就職して間もなく、全国の大学の例にもれず、わが大学でも学園紛争が起こり、学問の府を守るために大先生方とともに奮闘したものである。1981年には、今の衣笠キャンパス一拠点化にともなう「さよなら広小路祭典」が催されて、その最後には広小路キャンパスから円山公園まで学生諸君と教職員が一緒になって提灯行列を行ったのも昨日のこのことである。「祭典」の様子は、近畿放送（今のKBS）テレビで実況中継された。

学園の充実発展のためにBKCキャンパスを開設して再びの二拠点化、国際化を推進するための大分でのAPUの開学等、立命館に纏わる思ひ出は尽きない。

今では、パソコンは研究にとって欠かせない道具になっている。しかし20年前はそうではなかった。「これは便利だ」ということで、法学部教員の仲間でワープロを導入する話がまとまり、ワープロ組合を作って最初は1台だけリース契約を結んで共同研究室に入



れた。組合員は、毎月の給料からリース代を天引きで支払った。1台のリース料が年間200万円程であったろう。教員専用のワープロを導入した最初である。正に隔世の感がある。

最初のフランス留学の機会は1978年に与えられた。渡仏当初は、文献ではフランスの事情を学んでいたが、かなりの「異文化ショック」を受けたものである。パリで語学研修を積んだ後、当初から予定していたパリから700km南にあるトゥルーズ(Toulouse)の第1大学で専門の勉強をすることになった。当時からフランスでの師匠ジェルマン・シカール(Germain SICARD)先生は、今は名誉教授になられご健在で、継続してご指導を仰いでいる。先生のご助言により、フランスの法制史学会(La Société d'Histoire du Droit)に入れて頂いたが、日本人の会員は2002年度現在私一人だけである。学会から送られてくる資料によって、フランスを中心としたヨーロッパ諸国におけるフランス法史研究の現状を把握できるのは有り難い。

「今の学生とかつての学生の違い」を聞かれることがよくある。周りの物質的な環境の様変わりは比ぶべくもないが、そこにいる学生の本質的な部分はさほど変わっていない、

というのが私の実感である。

確かに、今の学生諸君の多くは経済的に豊かである。40数年前、私が学生であった頃の立命館の学生は殆どみんな貧しかったという記憶がある。市電が片道13円、往復券は25円、銭湯は14円と安かったが、その代わりアルバイト代も安かった。最も高いアルバイト代は、肉体労働で昼食付き550円（日給です！）。学生の身なりも大抵が粗末なもので、私などはよく下駄履きに着物で通学し、放課後はそのまま御所の道場で弓道部の練習に参加していた。当時は、今日のような専門の小クラスはなく、法学部の専門ゼミは3回生の前期から4回生前期までの1年半で、低回生の小クラスは語学だけであった。今でも付き合っている同窓の友人は、みんな語学クラスと一緒に学んだ者である。高回生になっても、期末試験の前になると、その友人たちが私の下宿に集まって「試験対策勉強会」と称する合宿を行ったものである。今の学生諸君はこうしたことをあまりやらないらしい。

物質的に豊かになった今は、チョイと働いたお金で欲しい物が手にはいるし、外国旅行だって割と簡単にできる。そういった社会環境にいれば、自然とハングリー精神に欠けてくるのは、学生諸君の責任だというわけにもいくまい。今の学生諸君の多くも、確固とした目的意識をもって大学生生活を送っているが、社会全体の無気力な空気を吸っているの、それに流され易いところがあるようにも見受けられる。周りの怠惰な風に押し流されないようなシッカリとした力をつけることができる教育が要求される所以である。

大学生の学力低下を取り立てて強調する人々がいる。そういった人々に対して、「何のために入学試験をしているのか」、「教育をどのように考えているのか」と問いたい。高い競争倍率を突破して入学してきた学生の学力が低いと嘆く前に、入学試験問題の質を問うことをしないのだろうか。また、高い学費を払い、それぞれの目標を追求するために大学に入ってきた学生たちの学力を高める努力が試みられたのであろうか。

大学は、大学教育に耐え得る力をもった学生を入学させ、彼ら・彼女らに社会で通用する力を身につけさせる場である。

これに関わって思い出すのは、私が学生時代に出席した末川先生をはじめとするかなりの数の先生方の大講義では、私語は全くなかったことである。一方ゼミの学生諸君などから、「前の2、3列までは先生の声が聞こえるが、後ろの方はオシャベリばかりである。それでも先生は何も注意しない。どうなってるんでしょう？」という嘆きを聞くことがある。学生諸君ならずとも、「一体どうなっているんだ」と思う。大学卒としての実力を付けさせる以前の問題である。教員は、研究者であると同時に教育に携わる者である。何かの拍子に、研究をすることが第一義であって、教育は二の次、三の次といった態度がチラチラと垣間見えて、悲しくなることがある。研究者意識は教員なら誰でももっているだろうが、それ以上に教育者であるという意識を強くすることが肝要であろう。私たち教育者は、21世紀を背負って立つ立派な若者を育てる責任を果たさなければならない。

学問に立ち向かう姿勢、行儀、作法、躰を身につけていることは、社会のどんな場においても共通に必要なことからである。就職部長を勤め、多様な企業の人事担当の方々とお話をする中で、当然ながらそのことが学生の実力以前の問題として重視されていることを知らされ、改めて意を強くした次第である。

最後は、定年退職を迎えた老人が、長年憂えていたことを、大方の反発をかうことを覚悟での発言になってしまった。反論やご批判、ご叱正を期待している。

これからは、やり残している研究にも出精する覚悟を表明しておきたい。表明しておかなかったら、怠けてしまうおそれがあるから。

（なかむら・よしたか 西洋法政史）

## 研究プロジェクト

## 「『人間の安全保障』構築に関する

## 憲法学的研究」

市川正人

## はじめに

平成14年[2002年]度より3年間の予定で、科学研究費補助金(基盤研究B)を得て、共同研究「グローバリゼーション時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」を始めている(研究代表・市川正人)。本研究には、立命館大学の憲法研究者5名のほか、国際法、アジア法、刑法、労働法、社会保障法を専門とする研究者8名、さらには、当該研究領域に造詣の深い他大学の憲法研究者6名も加わっている。以下では、憲法学にとっての「人間の安全保障」論の意義に触れた上で、本研究の目的・意義、内容を紹介したい。

## 1 「人間の安全保障」論と憲法学

従来、安全保障の問題は、国家の安全を第一義的に考える「国家の安全」(national security)論を中心に考察されてきた。しかし、ポスト冷戦世界で進行するグローバリゼーションの下で、「安全保障」観念の基本視座を「国家」から「個人」に転換させる試みとして「人間の安全保障」(human security)論が提唱されている。この「人間の安全保障」は、国連開発計画(UNDP)の「人間開発報告書」(1994年)によって打ち出された包括的な概念であり、そこでは、(1)経済の安全保障、(2)食料の安全保障、(3)健康の安全保障、(4)環境の安全保障、(5)個人の安全保障、(6)地域社会の安全保障、(7)政治的安全保障という7つの指標が挙げられている。

ここで提示された「安全保障」概念は、伝統的な主権的国民国家の枠組みの下で、国民ないし市民の生活・安全・人権を捉えてきた憲法学に対して、「主権」や「人権」等の基

本的な原理自体の再考を迫るものである。

さらに、わが国の憲法学は、「平和的生存権」日本国憲法の前文がいう「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」をあらたな視点で再検討・再評価すべきことを求められる。わが国の憲法学においては、「平和的生存権」はもっぱら9条平和主義(国家の戦争や戦力の放棄)との関係で語られてきた。それに対して、「人間の安全保障」論は、「平和的生存権」論と本質的な共通性をもつことによって、日本国憲法上の「平和的生存権」の普遍的性格をあらためて確認させるものであるが、他面で、「平和的生存」を個々の国民・市民のそれとして、かつ、「恐怖と欠乏」という幅広い視点・側面から包括的に把握することを求めているのである。

## 2 本研究の目的と意義

本研究は、以上の視点に立って、この「人間の安全保障」論に憲法学的な考察を加え、これを通じて、第一に、グローバリゼーション下の現代的状況と「人間の安全保障」構築の課題に対応して、「主権」原理や「人権」原理などの近代憲法の基礎概念と原理に関する理論的、歴史的な検討を行うこと、第二に、「人間の安全保障」構築の現状と課題をより具体的に検討分析・検討すること、第三に、この「人間の安全保障」構築における国家と非国家組織(国際機関、中間的な社会的組織・団体)の役割とその相互関係を検討すること、第四に、わが国の「平和的生存権」論を「人間の安全保障」論が提起する多面的・包括的な視野で検討し、その今日的な課題を明らかにすることを追求するものである。

「人間の安全保障」論は、その今日的な重要



「平和構築とNGOの役割 - NGOの憲法学 - 」研究会風景・君島教授を迎えて

性にもかかわらず、国際関係論・国際政治学においても、その検討が開始された段階にある。すなわち、概念的な包括性が指摘され、伝統的な国際関係枠組みの問題点、個別的な問題状況や実践的な取り組みに関する分析・報告等の段階である。そこで、「主権」や「人権」等の基礎的、原理的な検討を含む憲法学からの本研究は、「人間の安全保障」構築の諸問題を分析・解明するための法的な視点や枠組みを提供する意義を有するといえることができる。

他方で、わが国の憲法学は「平和的生存権」論について研究実績をもつが、前述したように、もっぱらわが国の平和ないし安全保障上の課題「日米安保や自衛隊」に即した展開をとげたものである。それに対して、本研究は、「人間の安全保障」論の検討を契機として、国際テロリズムや国際犯罪の抑止、経済的、社会的、文化的諸条件の改善、政治的自由や人身の自由、適正手続の保障等にも射程を広げることによって、今日のグローバル化下の世界及び日本の諸課題に即した「平和的生存権」論のより総合的、体系的な展開をはかる意義をもっている。「人間の安全保障」論および「平和的生存権」論の両者の相互補完的な展開を試みることができるであろう。

### 3 従来の研究経過および他の共同研究との関係

本研究の研究分担者は、それぞれ、平和主義、人権保障をめぐる諸問題につき、個別に研究を加えてきただけでなく、立命館大学教員を中心としたいくつかの共同研究「文部省科学研究費（国際共同研究区分）の交付を受けた国際学術大学間共同研究「ボスニア社会の到来と欧米型刑事司法の諸問題」（1997年度より3年間）、立命館大学人文科学研究所プロジェクト「国際化社会における社会システムと人間の権利」研究（1998年度より3年間）、立命館大学人文科学研究所プロジェクト「現代立憲秩序における集団・団体の比較憲法的研究」（2000年度より3年間）」に携わってきた。とりわけ、本研究の研究分担者の多くが「現代立憲秩序における集団・団体の比較憲法的研究」のメンバーであり、グローバル化下での国家の役割と限界、人権の具体的な実現にとっての非国家的組織の重要性につき研究してきたのであり、本研究は、直接的にはこの共同研究を発展させる総合的な共同研究として位置づけられる。

また、本研究の研究分担者の何人かは、「グローバル化時代の国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」プロジェクト（科研基盤S）、「現代韓国の安全保障と

治安法制の実証的研究」プロジェクト(科研基盤A)にも研究分担者として加わっている。本研究は、両プロジェクトと視点を共通にしており、密接な関係にあると言える。

#### 4 本研究の内容

##### 研究の概要

本研究の総論的な位置を占めるのが、「人間の安全保障」論が提起する諸課題が現代憲法論にいかなる基礎的、原理的な修正、再検討を要請するかの検討である。ここでは、これまでの「主権」・「人権」原理の再検討、国内法と国際法との関係、人権保障における非国家的組織の役割について、「人間の安全保障」論がいかなる課題を提起するかの基本的な検討が行われる。

さらに、平和の維持と国際テロリズムや国際犯罪からの安全を中心とした「個人の安全保障」、人間に値する経済的、社会的、文化的諸条件の改善、すなわち、「経済・社会的な安全保障」、「政治的安全保障」といった3つの重点課題・領域についての各論的な研究が、上記の総論的な研究を踏まえてなされる。

に関しては、特に国際テロリズムや国際犯罪からの安全を念頭に置いた個人の安全保障のあり方が、軍事力による問題解決の限界と非軍事的な問題解決方法の可能性という基本的な視点から検討される。に関しては、不況や、新自由主義的改革、外国人労働者問題等に直面する先進国における「人間に値する」経済的、社会的、文化的な諸条件を求める権利(社会権)をめぐる問題状況が整理され、その解決の方向が国際的な人権保障や生存権保障の視点から検討される。に関しては、グローバル化を背景に先進国においてとられている国際テロリズム対策や国際犯罪対策が諸個人の自由に対してどのような脅威を与えているかが整理され、国際的な人権保障の動向に着目しつつ、諸個人の自由を尊重しつつなされる「個人の安全保障」策の可能性が検討される。これらの課題・領域に共通して、「人間の安全保障」構築における国家と

非国家組織・団体の役割と相互関係に関する分析がなされる。

##### 研究のテンポ

2002年度は、科学研究費補助金交付決定が秋口になされたこともあり、研究計画・方法の具体化を行うと共に、主に上記の総論的な研究を行ってきた。具体的には、1月に、朴宣映副教授(韓国・ソウル法科大学)を招いての研究会(「国家統制と言論の自由」)、2月には君島東彦教授(北海学園法学部)を招いての研究会(「平和構築とNGOの役割 - NGOの憲法学 - 」)を開催した(双方とも上記の「現代立憲秩序における集団・団体の比較憲法的研究」と共同)。また、2月16、17日に立命館大学・国際地域研究所主催の特別国際シンポジウム「21世紀北東アジア平和構築と地域協力」開催にも協力した。また、3月末に戦争責任問題の国際シンポジウム参加および調査のためのカナダ(バンクーバー)への徐勝教授の派遣も予定している。今年度中に、「人間の安全保障」論に関する内外の研究成果の確認、従来の「平和的生存権」論の研究成果の確認を行い、「人間の安全保障」論と「平和的生存権」論の異同、それぞれの課題を整理しておきたい。

2003年度には、2002年度の研究を踏まえつつ、軍事力の位置づけを明確化すると共に、「人間の安全保障」を推進する担い手にかかわる問題に焦点を当てつつ、「人間の安全保障」論、「平和的生存権」論について、上記～の個別領域についての課題を深めつつ、総合的な研究を進める。夏休みには、研究分担者がアメリカ、カナダ、ヨーロッパに出張し、「人間の安全保障」論について研究・提唱を行っている国際機関ないし政府機関、研究者とのインタビューおよび研究会を行う。2004年度には総括的な研究を行うが、秋に、内外の国連関係者、政府関係者、研究者を招聘した共同研究会を行うことを模索する。そうして、より豊かで体系的な「平和的生存権」観念を提示すると共に、グローバルズム下における「人間の安全保障」構築・確

保にあたっての非国家組織のあるべき役割、国家主権のありようについて提言を行う。

### おわりに

以上紹介してきた本研究によって、ぜひ憲法学の「主権」「人権」理解の捉え直し、

「平和的生存権」論のより総合的・体系的な展開につながる成果をあげたいと考えている。研究成果は遅くとも2005年度中に公表・出版を行い、憲法学界だけでなく広く社会的な評価を受けたい。

(いちかわ・まさと 憲法)

## 裁判と言語分析

堀田 秀吾

### 1. はじめに

ことばは、我々の社会生活において、その存在、及び使用があまりにもあたりまえであるがために、ついその本質の追求を怠ってしまったり、自己の知識で十分に分析・理解し得るものであるという錯覚に陥ってしまったりする。しかし、私たちは意外に自分の使っていることばのことを知らない。ことばは、一般人や法律家が認識している以上に多くの問題をはらんでいる。特に、「裁判」という特殊なコンテキストにおいては、ことばの使用の結果が人の生活、人生に変化をもたらしたり、時として生死をも決定する要因になってしまったりする場合さえあるために、なおさら注意が必要である。

法律家も言語学者もことばを扱うという意味では共通している。その意味では両者は共にことばの専門家である。両者の違いは、法律家はことばの「法的観点からの解釈」の専門家であり、言語学者はことばの「構造的解釈」、及び「実際的使用における解釈」の専門家であるという点にある。この実際的使用におけることばの分析に関しては、法律家といえども一般常識人以上の能力は持ち合わせていない。すなわち、一般の人々と同じ学校教育における言語教育で身に付けた言語分析の知識、能力を有するに留まる。学校教育において教授される言語分析法は、はるか昔に作り上げられたものをそのまま用いている。しかし、二十世紀後半、言語分析理論はチョムスキー理論の出現に伴い客観的経験科学と

して飛躍的な発展・進歩を遂げているが、その新しい分析手法はほとんど言語教育には反映されていないのである。そして、さらに問題なのは、この事実が一般にはあまり認識されていないことである。

科学としての言語学は、ことばを、音声、形態、構造、意味等の特性に関し、様々な経験的手法を用いて分析する術を有している。言語学の分析は一般によく知られている声紋分析や筆跡鑑定による人物特定に留まらず、ことばに基づく証拠の分析、証言の信憑性の実験、事実認定者による判断の信頼性の実験、プロファイリングなどの様々な分野で応用されている。また、言語分析が応用可能な法の分野も、文書の偽造、名誉毀損、脅迫、贈収賄、共同謀議、商標の類否、商品の注意書き等、刑法から不法行為法や製造物責任法まで多岐に渡る。米、英、豪などでは、言語学的分析の客観性、論理性、説得力が評価され、実際に多くの言語学者が専門家証人として法廷で証言したり、言語学者の分析を法律家達が採用したりするケースが増加する傾向にある。また、大きな法律事務所の中にはこの分野の専門家を置いているところもあると聞く。

本稿では、近年、欧米を中心に研究が盛んに行われている、言語分析と法のインターアクションを扱う、「法と言語(言語と法)」(Language and Law)、および「法言語学」(Forensic Linguistics)という分野を、いくつかの分析例を参照しながら概観する。

## 2. 「法と言語」と「法言語学」

法を言語という観点から捉える試み自体は、「法と言語」と呼ばれる法哲学の一分野としてすでに確立し、主に哲学的なアプローチから研究がなされている。このアプローチは、ヴィトゲンシュタインやオースティン等の日常言語哲学に端を発するもので、法廷弁論や判決における法の言葉の働きに関心を向ける(田中 1993)。しかし、近年、欧米で法律家、法学者、言語学者を中心に関心が高まりつつある証拠の言語分析に主眼を置いた「法言語学」は、例えば法医学がその医学的専門的知識、分析方法を活用し、法廷において証拠として使用することを前提とした研究分野であるように、言語に関する専門的知識、分析方法を法に関するさまざまな場において活用することを前提とした研究分野を指す。最も典型的な例が、法廷で証拠として用いることを目的とした言語学的分析である。

法言語学を研究するにあたっては、法に関する専門的知識はそれほど必要ない。法廷で専門家証人として証言を行う言語学者達は、特に法律に明るいわけではない。裁判で必要なのは、これらの言語学者の法に関する知識ではなく、言語を客観的、科学的に分析する能力、そしてその分析結果だけである。また、その分析結果、研究などが、直接社会システムに関わるという意味では、非常に実務的な分野である。

## 3. 言語分析の証拠分析への応用例

ことば自体が裁判で証拠として用いられることがある。また、犯罪の中には、言語行為そのものによって、または被疑者の言動が重要な要素となって成立するものがある。例えば、贈収賄、著作権侵害、偽証、脅迫、教唆等である。このような場合、事実判定者は、被疑者が違法な要素となりうる発言を行ったかどうか、また、問題の発言をどのような意図のもとに行ったかということを判断しなければならない。しかし、裁判官にしる陪審員にしる、判断を下す者は、言語学的な知識や訓練を有せず、主観的な自己の言語経験のみ

に頼って判断することが多いために、しばしば重要な点に気付かないことがある。(Tiersma 1993)したがって、ことばを客観的、統計的、科学的に分析する訓練を受けた言語学者たちの専門知識、技能を利用することによって、より正確な言語現象の把握が可能になる場合がある。そのような例を、紙面の都合上ごく簡単なものに限られるが、いくつか見てみることにする。

### 3.1 語用論の応用

まずは、比較的初歩的な言語学の知識の応用例として、Prince(Prince 1990)が関わった事件を見てみる。FBIは、個人間の会話を秘密で録音し、起訴のための証拠として用いることがあるが、正しく記録されていても、言語の専門家ではないために時として不十分な分析が行われることがある。下の会話は、ある殺人事件において証拠として用いられた会話である。

T: And then we killed that [X].

「そして我々はそのXを殺したわけだ。」

D: Yeah.

「うん。」

この会話でDがTに対する最初の質問に" Yeah. "と答えていることを根拠に、Dは殺人の共犯だとされた。確かに一見、その主張は正しいかのように感じられるかもしれない。しかし、Princeは、この証拠の鑑定において、「この分析は言語学的にはこの分析は不正確で、十分な根拠になりえない。」と主張した。しかし、この会話が証拠として提出された際、どれだけの人がこの証拠の(ことばに関する部分のみでの)証明力のなさに気付くであろうか。次に読み進む前に、例文をよく見て考えていただきたい。

実はこの会話は、話者の意図が二つの理由であいまいなのである。第一に、" yeah " という返事には、相手の言っていることを肯定しているという意味以外に、会話をスムーズに進行させるために聞き手が相手の言っている

ことを理解していますという合図を送る「相槌」の役割がある。したがって、上の会話でも、Dの"Yeah"という返事は、必ずしも「TとDが共謀して一緒にその男を殺した」という意味になるわけではなく、単なる相槌の意味で発された可能性がある。前者の解釈では、Dは殺人に手を貸しており、後者の解釈では、Dは手を貸していないことになるのである。この違いは重要である。第二に、一般的にはあまり気付かれていないが、実はweという言葉には二種類の意味がある。一つは、weが話し手と聞き手を指している場合（例：We should get going now. 「我々はそろそろ出発した方が良さそうですね。」と聞き手に話し掛ける場合。）である。もう一つは、weが話し手と（聞き手以外の）第三者を指している場合（例：We hope you can come tonight. 「私達は、あなたが今夜来れば良いと思っています。」と聞き手に話し掛ける場合）である。後者の場合、聞き手は含まれないのである。この違いが、問題の会話では大きな差を生ずる。Tの発言は、「TとDでXを殺した。」とも、「Tと『D以外の誰か』とでXを殺した。」とも解釈できるわけである。この場合も先の場合と同様、前者の解釈ではDは共犯になり、後者の解釈ではDは殺人には無関係である。

一つ目の理由では、Dの返事が両義的で、二つ目の理由では、Tの発言が両義的なのである。二重に両義的であるため、訴追側の主張が正しい確率は、単純計算で4分の1まで下がる。この証拠の証明力のなさを示すのに、言語学的分析はかくも有効なのである。このような両義性は、言語分析の訓練を受けている者であれば誰でも認識できる。しかし、学校教育で教わる分析知識ではカバーしきれない部分である。このような一見、当たり前のことを言っているような分析でさえも、気が付くと気が付かないとでは大きな違いがあることは明白であろう。はたして裁判に関わる者達が、常にこのようなことばに隠された情報を見落としていないと言い切れるだろうか。

## 2. 2. 韻論、意味論の応用

次にShuy (Shuy 2002) が関わった商標の類否に関して言語分析が用いられた例を見てみよう。(ConAgra Inc. v. Hormell & Company) ネブラスカ州のConAgra社は、"Healthy Choice" という製品を販売していたが、ミネソタ州のHormell社の"Health Selections"という製品が、意図的なConAgra社の製品名の模倣であり、出所の混同を招くということで訴訟を起こした。確かに一見、この二者は意味的にも、構造的にも類似しているように思われる。これらの類否に関し、言語学的分析は、どのような視座を提供し得るのであろうか。

品詞、及び子音や母音（音素）に関する分析ならある程度まで一般知識のレベルで可能である。品詞については、両者の最初の語が形容詞と名詞の違いがあると分かる。音に関しては、これらの単語を発音記号に直してみると、音素の数が違うため単純に比較することは不可能だが、13音のうち9音("Healthy Choice" ; "Health Selections" )、すなわち約69%が相違しているという主張も可能だろう。このような分析法は日本の商標類否の分析でも用いられている手法である。しかし、後者に関しては、それぞれの音の成分を厳密に分解する「弁別素性」という概念を用いてこれらの単語を詳細に分析すると、さらなる違いが明らかになる。紙面の都合上、結果だけ述べるが、そのような精密な音声分析によれば、問題の商標は228の音韻的特徴にわけられ、そのうち89%が両者間で相違しているのである。

次に意味の類否を見てみたい。言語学では、意味の類似度のテストは、問題の語が同義語として相互に代替が可能かどうかということで検証する。

1. a. The choice is yours.  
(行為者：聞き手)
- b. The selection is yours.  
(行為者：聞き手以外)

2. a. The gallery has a choice of paintings by Monet. (聞き手)  
 b. The gallery has a selection of paintings by Monet. (聞き手以外)

これら1と2のそれぞれの対比において、a文で、choiceという語は、「選ぶ」という行為が聞き手によって行われるということを含意するのに対し、b文の selectionという語は、「選ぶ」という行為は聞き手以外の何者かによって行われたということを含意する。問題の商標の対比"Healthy Choice" vs. "Health Selections"においても同様の意味的違いが存在する。前者は、「あなた(消費者)が選ぶ健康に良い食品」であるのに対し、後者は「私達(製造者)が選んだ健康的な食品」という意味になる。

これらの語には、さらなる意味の違いがある。次の文を比較されたい。

3. a. It's your choice: Clean your room or be grounded.  
 b. The choice between good and evil..  
 c. Filder's choice (野球用語: ある塁よりも別の塁へ送球すること)

selectionはchoiceよりも多くの選択肢の存在が含意されている。したがって、主に二者の選択を含意するこれらの文において、choiceをselectionに置き換えることはできない。意味上の矛盾が起きるからである。

また、Shuyはデータベースを使って、一般的にどれくらいの頻度でこれらの語が用いられているかも調査した。類似商標の訴訟では、語や表現の一般性は重要な要素となる。一般的であればあるほど、自他識別力が低く、商標として機能しないと見なされるためである。データベースを使った分析は、法言語学では商標に関する紛争以外でも頻繁に用いられる手法である。

以上、ごく簡単にこの裁判で用いられた言語学的分析の一端を見てきたが、実際には、原告側にも言語学者が専門家証人として参加

し、双方の当事者から非常に多くの言語学的知見に基づく証拠分析が提出された。結局、この事件では原告側の言語学者の分析よりもShuyの議論の説得力の高さが評価され、裁判結果も一審では類似性は認められずに原告ConAgra側は敗訴した。ConAgra側は控訴するも、高裁は棄却、一審の判決を支持した。Hormell社側は勝訴したものの、最終的にこの製品の生産を中止、同コンセプトに基づく製品を別名で発売した。

言語学は、このような辞書には記載されていない違いを明らかにしていく様々な術を持っている。この分析が事実認定、または事実認定者の心証にどう影響するかに関しては様々な見解があるであろうが、少なくとも事実認定者がこれらのことばに関し、言語上の差異を本質的に見極める上で、「助け」になることは疑いないであろう。

### 3. 3 言語心理学の応用

おそらく、言語と法に関連する研究で、最も衝撃的で、かつ我が国で最もよく知られている研究のひとつに心理学者を中心とした「目撃者の証言」(eyewitness testimony)の研究が挙げられるであろう。この分野の代表的研究者であるLoftusは、目撃者の証言は、様々な心理的、及び言語的要素によってある事象を観察した時点とその事象が証言として話された時点では異なるということを実験で証明している。これまで見てきた例は、実際の裁判における言語学の証拠分析への応用例であったが、ここで紹介する目撃証言の研究は、証拠分析というよりは目撃証言の信憑性、信頼性に関する実験調査である。

Loftusによれば、記憶には3つの段階があるという。1) その事象に関する情報を取得し、最初に記憶する段階。2) ある期間、その記憶を保持する段階。3) そして、口頭でその情報を復元するまでの段階である。これらの中でも、2の「記憶の保持」と3の「記憶の復元」の段階において、言語的要因は大きな影響を与える。ある自動車接触事故の映像を複数の被験者に見せ、その詳細のいくつ

かについて訊ねるといふ実験を行った。そして、その質問の言いまわしを変えることによって、被験者の記憶の復元の正確さにどのような差異が生じるかを観察した。もともと、smash という動詞は、hit という動詞よりも激しい衝突を意味するが、その違いがこのような記憶の復元にまで影響を及ぼす。実験によると、"About how fast were the cars going when they **smashed** each other?" (それらの車は衝突した際に、どれくらいの速さで走っていましたか?) と訊ねられた被験者達は、"About how fast were the cars going when they **hit** each other?" と訊ねられた被験者達よりも明らかに速い速度(時速10キロ前後の差)で衝突したと答える傾向があった。

さらに興味深いことに、同じ被験者達に、一週間後に "Did you see any broken glass?" (破損したガラスが見えましたか?) という質問を他の質問に混ぜて訊ねたところ、実際には、ガラスは破損していなかったにもかかわらず、先の実験で smash という言葉を用いて質問された被験者達は、hit で質問された被験者達の二倍以上の確率(32%; 14%)で "yes" と答えたと言う。(Loftus & Palmer 1974)

Loftus & Zanni (1975) による実験では、100人の被験者に自動車接触事故の映像を見せ、"Did you see **a** broken headlight?" (壊れたヘッドライトを見ましたか?) と "Did you see **the** broken headlight?" という二種類の質問を用意し、それぞれの被験者にどちらか一つを用いて訊ねたところ、実際にはヘッドライトは破損していなかったにもかかわらず、定冠詞 *the* を用いて質問されたうちの15%の被験者が "yes" と答えた。それに対して、不定冠詞 *a* を用いて訊ねられた被験者のうち "yes" と答えた者は、7%だけであった。さらに驚くことに、二度目の実験の時には、その割合が前者は20%で、後者は6%であった。またちなみに、不定冠詞 *a* を用いて訊ねられた被験者の方が、質問に対し、"I don't know." (わからない: 判断できな

い) と答えることが多かった。

なぜこのような違いが出てくるのだろうか。英語では、一般的に、不定冠詞 *a* は、特定されていない事物、話題の中で初めて出てくる事物を指す時に用いられ、定冠詞 *the* は、既出の事物や話者間で何を指しているかわかっている事物、特定の事物等を指す時に用いる。言い換えれば、定冠詞を伴っている名詞で表されている事物が存在していることを前提としているのである。もう少し分かりやすくするために日本語の例を用いてみよう。日本語の助詞の「は」と「が」の違いは、それぞれ英語の「*a*」と「*the*」にある程度まで対応するということが知られているが、「壊れたヘッドライトは見えませんか?」と「壊れたヘッドライトが見えませんか?」と言った場合、後者の方は、壊れたヘッドライトの存在を前提としているように聞こえるだろう。上述の英語の例では、定冠詞 *the* を用いる事により、言わば、「壊れていたヘッドライトがあったのですが、それを見ましたか?」と聞いているのと同様の効果を持つわけである。このような質問は、誘導尋問と何ら変わりないことは明白であろう。

また、目撃者に目撃した人物の背丈に関し、あるグループには「背の高さはどれくらいでしたか?」と質問し、もう片方のグループには「背の低さはどれくらいでしたか?」という質問を行ったところ、前者と後者の平均値の差は10インチ(約30センチ)あったと言う。この差というのは決して無視できる数値ではないだろう。この例において、背丈に関する質問をする際に、「どれくらい高い」と聞く方が、「どれくらい低い」と聞くよりもより「自然」な質問であるが、このことは、言語学では、それぞれ「無標」と「有標」の対比として知られている。物の長さを聞くときに「どれくらい長い」と聞くのがより自然な、無標な聞き方であり、「どれくらい短い」と聞くのが有標な聞き方である。

このようなほんの僅かな言いまわしの違いさえも目撃者の記憶に大きく影響を与えるのであるから油断はできない。日本の裁判にお

いては、目撃者の証言が欧米の裁判ほどは重要な意味を持たないし、反対尋問によってチェックの機会が保障されているから問題ないという意見もあるが、少なくとも、このような言語と記憶の関係を法の実務に関わる者達がしっかりと認識し、証人尋問などの際に不正な尋問が行われないように常に注意をしておく必要があるのは言うまでもない。

#### 4. 結語

以上、いくつかの言語分析が裁判に応用された事例を簡単に見てきた。本稿は分野の紹介にとどめるために、できるだけ簡潔な一般的にも理解しやすい部分の説明に絞ったために、科学としての言語学の一面を十分に引き出せなかったかもしれない。しかし、言語分析の専門家を裁判に応用する有効性の一端は理解していただけたのではないかと思う。

日本では、まだまだ言語学者の専門的知識、分析力が法の世界に生かされることは少ない。制度的、慣習的に医学や自然科学以外の専門家達を専門家証人、鑑定人として利用しにくいという事情もあるだろうが、言語学が一般的にはまだあまり科学として認識されていないのも大きな理由の一つであろう。したがって、この現状を改善するためにも、言

語学者が言語学を「科学」の一分野として一般の人々に認識してもらえるように、実社会により明確な形で貢献できるように弛まない努力を続ける必要がある。

また、法に携わる者達もこれまで以上に言語分析の重要性を認識し、法の中の言語に関する様々な問題に取り組んでいく必要がある。しかし、実際に法律家自身が言語分析の手法を学ぶということは現実的ではない。したがって、例えば、欧米のように、少なくとも言語に基づく証拠を採用する際には、言語を客観的に、科学的に分析することの専門家である言語学者の分析を採用することが望ましい。法律家と言語学者の両者がお互いの専門知識を提供し合うことにより、より正確な事実の把握、真実の解明、そしてより公正な法の解釈・運用が可能となるのである。また、法学教育においても、現在進行中の司法制度改革の中で法曹に「幅広い教養と専門的知識」、「社会や人間関係に対する洞察力」を養うことが理想として掲げられていることから鑑みて、このような「言語」と「法」に関する分野を学べる機会を取り入れていくことは、決して無益なことではないだろう。

(ほった・しゅうご 言語学)

#### References

- Levi, Judith N. (1986) Applications of Linguistics to the Language of Legal Interactions. In Bjarkman and Raskin, eds., *The Real-World Linguist*, pp. 230-265, Norwood: Ablex
- Loftus, Elizabeth F. (1975) Leading questions and the eyewitness report. *Cognitive Psychology* 77, pp. 560-72.
- Loftus, Elizabeth F. and J.C. Palmer (1974) Reconstruction of automobile destruction: An example of the interaction between language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior* 13, pp.585-9
- Prince, Ellen F. (1990) On the Use of Social Conversation as Evidence in a Court of Law. In Levi and Walker, eds., *Language in the Judicial Process*, pp. 279-290, New York: Plenum Publishing Corporation
- Samborn, Hope V. (1996) Looking for the Meaning of life? Call a Linguist. *ABA Journal*, February p 28.
- 田中成明 (1993) 『現代論理法学入門』京都 法律文化社
- Tiersma, Peter M. (1993) The Judge as Linguist. *Loyola of Los Angeles Law Review* 27, pp. 269-283

## 学会報告

## 日本家族〈社会と法〉学会第19回学術大会

二宮周平

上記の学会が11月16日、明治大学において開催された。今年度のテーマは「遺留分～遺産分割との関わりにおいて」で、私は問題提起と司会を担当した。以下、私の問題提起部分と司会を通じての感想を述べたい。

2001年の司法統計年報によれば、遺産分割審判の新受件数は1879件、同調停は9109件、ここ3年間でも、前者は1700から1900件、後者は9000件前後ある。自筆証書遺言の確認9000件前後、公正証書の作成件数5万5千件前後という数字を重ねると、遺産分割事件の過程で、一部の共同相続人に対する多額の生前贈与や遺贈、特定の相続人に相続させる旨の遺言がなされていることが分かり、他の相続人から遺留分減殺請求が申し立てられることが少なくないものと思われる。

このような場合、減殺請求をした相続人は、すでに開始している遺産分割手続（調停・審判）の中で遺留分減殺請求部分も処理されると考えている、あるいはそれを期待していると言われている。つまり、遺産分割で取得すべき遺産が、自己の遺留分に満たない場合、生前贈与や遺贈、相続させる旨の遺言を失効させて、その部分を加えて遺産分割の調停や審判をしてほしいと望む。遺産分割が未了の場合、その手続進行中に、一部相続人に対する生前贈与や相続させる旨の遺言を減殺して、残された遺産と共に一体的に遺産分割をしてほしいと、当事者が希望するとき、これに対応する論理を考える必要があるのではないだろうか（このことは、1970年代から裁判官によって指摘されたきたことである。例えば、渡瀬勲「共同相続人間における遺留分減殺請求と遺産分割の関係」ジュリスト571号121頁以下〔1974〕、雨宮則夫「遺産分割手続における遺留分減殺請求の取扱い」判例タイムズ964号4頁以下〔1998〕）。

ところが、現在の実務・通説によれば、贈与や特定遺贈、全部的包括遺贈について遺留分減殺をすると、当該目的物の所有権は、遺留分を侵害する限度において減殺請求者に復帰し、受贈者や受遺者と減殺請求者との間の個別的な共有関係（物権の共有）が生じるので、その共有関係の解消は訴訟手続によってなされるべきであるとする。その結果、遺産分割手続では一体的な処理ができないことになってしまう（ただし、共有物分割訴訟でも、現物分割、換価分割、代償分割が可能であり、遺留分減殺請求が可能になるためには、単なる遺留分の割合ではなく、遺留分侵害額が基準になるので、特別受益贈与の価額や債務を訴訟で審理せざるをえないため、訴訟において実質的な遺産分割がなされる結果となる）。

そこで家裁実務は、これらを減殺することによって取り戻した財産は物権の共有ではあるが、当事者全員の合意があることと、一括処理を相当とするだけの関連性が認められる場合には、遺産分割手続による処理ができるとしたり、割合的包括遺贈、相続分の指定、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定、割合的「相続させる」旨の遺言については、減殺によって修正された相続分に従って遺産分割を行い、その手続の中で特別受益や寄与分をも考慮して具体的な相続分を算出しようとする。

松原正明（千葉家裁判事）「遺産分割事件における遺留分の問題」は、このような家裁の処理の現状と問題点を整理したものである。太田穰（神戸家裁調査官）「特別受益・寄与分の調査、実情と問題点」は、遺産分割事件における遺留分減殺の前提として、特別受益贈与や、それらと密接にかかわる寄与分について、どのような調査がなされ、問題が

あるかを指摘したものである。

ところで遺留分制度に対しては、遺言者の意思を尊重すべきであり、成人し自立した相続人に、不労所得のような遺留分を認めることへの疑問が生まれている。遺言者の財産形成に寄与・貢献したり、遺言者の療養看護に尽くした相続人に対して、そうしたことを何もしなかった相続人が、当然のように遺留分を主張することに、疑問を感じる人もいる。しかし、一方で、なぜそのような一部の相続人が特別な利益を受けるのかが疑問と思われる遺言もあると聞く。高齢者が加齢に伴う人格の変化、判断能力の低下により、恣意的な決定を行う場合があるからである。遺留分はこうした不合理で不当な行為に対する防御の意味を持つ。

そこで比較法の視点から、松尾知子「ドイツ / フランスにおける遺留分」は、日本の遺留分法の母法となっているフランス法、解釈に大きな影響を与えたドイツ法において、遺留分制度がどのような内容で、どのような役割を果たしているかを報告した。また川淳一「英米法における遺言の自由とその制限」は、遺言の自由が原則といわれている英米法においても、近親者に何らかの財産を保障するような制度が存在することなど、英米法の知見を報告した。

最後に、先に述べたような問題意識から見ると、遺留分に関する学説・判例はどのように整理されるのか、例えば、相続分の一部として、具体的な遺留分権は、減殺請求前に存在すること、遺留分に反する相続分の指定は当然に無効であること、遺贈や「相続させる」旨の遺言によって受益者が権利を取得しても、履行請求があるまでは、目的物の占有はなお相続人全員にあるのだから、受益者が相続人である以上、遺贈などの履行請求は遺産分割の請求に他ならないこと、相続分を自由分と遺留分に分けて、この遺産分割手続の中で、贈与や遺贈を、持戻し免除の意思表示

の有無にしたがって、自由分・遺留分に充当するという解決方法がありうることなど、伊藤昌司教授が母法であるフランス法の理解から、日本法の解釈として主張している考え方（伊藤昌司『相続法』〔有斐閣 2002〕参照）も含めて、潮見佳雄「遺留分の学説と判例」は、通説・判例とは異なる発想で遺産分割と遺留分の関係を見直した場合の可能性も視野に入れて、判例・学説の状況を見事に整理した。いずれの報告も興味深いものであったが、中でも潮見報告は当日の白眉であった。

討論は、遺産分割は家裁、遺留分減殺請求は地裁と、管轄が二分されていることから生じる問題点をいかに克服するかを中心に、通説・実務からの工夫と、根本的に発想を改めるべきとする立場から、計算の基礎となる相続分の意味（法定相続分か具体的相続分か、後者であれば遺産分割手続で初めて具体的額が明らかになる）や遺留分の意味（減殺請求する前に確定した権利として存在するかどうか）、地裁において具体的相続分額を計算せざるをえないとすれば、その判断が遺産分割審判を拘束するかという論点にまで及び、密度の濃いものとなった。しかし、その反面で、議論が解釈的な深みにはまってしまい、数多く参加された家事調停委員の方々には、わかりづらいものとなったように思われる。問題点と論争点をわかりやすく整理しながら、討論を進めるべきであったと反省している。

以上の報告内容と議論については、2003年秋に学会誌として刊行されるので、ぜひご覧下さい（家族＜社会と法＞19号「遺留分～遺産分割との関わりにおいて」〔日本加除出版 2003〕）。

（にのみや・しゅうへい 家族法）

## この13年間に学んだことを生かすために

中田晋自

毎年2月になりますと、キャンパスの風景が一変するのに気づきます。後期試験のできばえについて語らう学生たちに代わり、休み時間に参考書を見なおしたり、翌日の入試に備えて下見にやってくる受験生たちの姿がキャンパスにあふれています。彼らのなかには、おそらく、この4月から立命館で新しい生活をはじめ人も多くいることでしょう。思えば13年前、名古屋の試験会場で立命館大学法学部を受験したときから、今日に至る立命館での生活がはじまっていたといえます。外国語の成績が勝敗を決するという「大学受験の鉄則」を浪人することが決定した段階になってようやく理解した私は、大学進学までに「英語を今一度勉強しなおす1年間」を過ごす羽目になりました(ただ、結局は過去の反省もしないまま、高校時代の仲間たちとともに河合塾千種校で「名東高校4年生」をエンジョイしてしまいました)。仲間の大半は関東の私立大学へ進学しましたが、国立大学の入試に失敗した私は、この京都で新しいキャンパス・ライフを開始することになりました。しかしこのとき、まさか自分が愛知県立大学外国語学部のフランス政治担当者として名古屋へ戻ってくることになるうとは、思ってもみませんでした。

1990年4月1日、私は立命館大学法学部の政治・行政コースに入学いたしました。その翌日、私たちの基礎演習クラスの担当者として入ってこられたのが中谷義和先生でした。先生がこのとき、「この激動の時代に、政治学を学ぶため、この大学にやってきたのは、まことに幸いなことである」というようなお言葉で、新入生の私たちを迎えて下さったように記憶しております。いま思えば、それ以来、学部ゼミ(政治学原論ゼミ)や大学院などで先生のあたたいご指導を賜ることができたことが、私にとって「まことに幸いなこと」であったように思われます。修士論文の作成にあたっては、論

文の体をなしていなかった私の草稿に全面的な赤ペンを入れて下さり、「あれはナカタの論文ではなくて、ナカタニの論文だ」などという冗談も、あながち嘘ではなかったように思えます。

ただ実を申しますと、法学部に入学当初の私は、「政治思想史」という分野に興味を抱いておりまして、入学前に郵送されてきた学部の「要項」にその担当者名を確認していた私は、中谷猛先生の講義を受講するチャンスを窺っておりました。1回生時の「政治学入門」で先生の講義を受講することができたとはいえ、先生と本当に身近にお話することができたのは、「二回生英書講読」を受講したときであったと思います。いま私が、かろうじて「フランス政治の研究者」の一人にカウントして頂けるようになったとすれば、それは先生のおかげに違いないと思われます。大学院では、フランス語の専門書の読み方からはじまり、フランス政治の歴史的な整理の方法、さらには政治学者としての勝負の挑み方(論文の技法)に至るまで、易きに流れやすい私を時には厳しくご指導下さいました。

ところで、私が所属していた上述の基礎演習クラスは、フランス語を選択した政治・行政コース学生のクラスでありまして、川上勉先生には1回生の頃からフランス語を教えて頂きました。また大学院進学後、「フランス読書会(フランス法研究プロジェクト)」では、山下健次先生をはじめ、中村義孝先生、北村和生先生、徳川信治先生からご指導を賜りながら、フランス語の専門書を読む訓練をさせて頂きました。とりわけ山下先生には、大学院のゼミに出席させて頂くなかで、フランス語の文献を粘り強く、そして正確に読み通すことの大切さを教えて頂きました。先生が洋々館の個研を引き払われるにあたり、その作業を僅かながらお手伝いさせて頂いた

際、思い出の文献を一つ一つ手に取り、その著者が主張していることのポイントやその文献にまつわるエピソードなど、不勉強な私にはもったいない貴重なお話をしてくださいました。

新年度からは愛知県立大学の外国語学部専任講師として着任する訳ですが、「外国語学部」というところは、全く自分とは無縁の場所と思っていただけに、着任先の先生方や学生院生のみなさんの足を引っ張ることだけはないようにしなければ、という思いばかりが先に立ちます。とはいえ、この13年間、こ

の立命館で学んだことは、何らかのかたちで生かされていくであろうし、そうでなければならぬと思います。というのも、それこそが、これまで進路が決まらず腐りかけていた私を、様々なかたちで励まして下さった先生方や同僚院生、さらには職員のみなさんに恩返しする途であると、信じるからです。この場をお借りして、私を支えて下さった全てのみなさまに、お礼申し上げます。ありがとうございます。

(なかた・しんじ 政治学)

## 語るには早すぎる

### - ある院生のささやかな回顧

中村康江

ついに後期課程3回生の2月を迎え、このニューズレターへの寄稿の機会をいただくことになった。諸先輩方の様子を傍で見聞きする中で、自分にも順番が巡ってくる可能性があることに気づいていたとはいえ、いざその段になってみると、自分が語るべき言葉も経験も持ちあわせていないことに驚きを隠せない。しかし驚いているだけで規定の字数が埋まるような都合のよいことはまずありえないので、与えられた機会を無駄にしないよう、ささやかながら立命館大学大学院で過ごした日々を振り返らせていただくこととしたい。

私が立命館大学大学院に入学したのは1998年の春のことだった。その一年半前、出身大学である静岡大学の大学院に「なんとなく」合格したものの、その先に漠然とした不安を感じ、遅まきながら研究者を目指すという決心を固めた私は、大学院に籍を置きながらそれなりに一念発起して大学院入試の勉強を始め、幸いにして立命館大学大学院に入学を許可されるはこびとなった。これが私と立命館との「縁」のはじまりである。

大規模私立大学である立命館大学は静岡大学とはまるで違っていた。何より敷地が平らで、建物の外観も皆同じように見えるため、方向音痴の私は当初思わぬ困難を強いられた。キャンパスを埋め尽くす人の数にも圧倒されたが、そのうちにそれはごく限られた期間にのみ生じる現象であることも知った。

「動く書架」や多数の蔵書など、恵まれた研究環境にも感動を覚えたものである。大学院生としての生活は否応なしにやってくる講義の予習ではじまった。あのころは来る日も来る日も予習に明け暮れる毎日だったと記憶している。とりわけ不得手なドイツ語に関してはまさに自転車操業の日々だった。そのような生活が半年ほど続き、やっと生活のリズムが整ってきた頃に、院生生活の第一の関門ともいえる修士論文のテーマを決めねばならない時期がやってきた。英国会社法について学びたいという意思はあったが具体的テーマを決めかねていた私に対し、取締役の資格剝奪制度の研究を薦めて下さったのは、大学院入学当初から指導していただいている斉藤武先

生であった。当時はまだ先行研究もなく、「裁判所が取締役の適格性について判断する」という、日本においては想像しがたい制度を理解することは、怠惰な私にとっては相当の試練になった。修士論文執筆の大半は膨大な判例の読解に充てられたが、後の公表論文（「英国における取締役の資格剥奪（一）（二・完）」立命館法学273号416-473頁、同277号240-285頁）につながる有意義な経験を積むことができたと思う。そしてこの修士論文が私の学位申請論文のサブテーマでもある「取締役の資質確保のための法制度のあり方」に対する関心を方向付けたといえる。

後期課程入学後は学外に出向いての研究活動も多くなった。研究会で知り合った若手の先生方からは、研究上多くの刺激を受けるだけでなく、研究面以外でも大変お世話になっている。また、そのような研究会において研究報告の機会をいただいたことは、人前に出ることが不得手な私にとってよい経験となった。今でも定期試験監督の際に壇上でマイクを握ると声が震えるが、それでも以前に比べればなげなしの度胸はついたのではと思う。

二本目の論文は対象国をアメリカに変更したこと、検討の対象とする指名委員会制度に関する文献が乏しかったこともあり、なかなか形にするには至らなかった。その後、後期課程3回生を目前としていくつか関連する資料が集まり、研究会での報告の機会をいただくことになった。その報告の成果にその後入手した資料をあわせたものが「米国における取締役候補者指名委員会」（立命館法学284号170-226頁）として間もなく公刊される予定である。この論文と前述した英国における取締役の資格剥奪制度に関する論文が私の学位申請論文の柱となっている。

博士学位申請論文においては、上述した二本の論文をもとに、取締役の資格および人選に関する諸制度を比較している。近時の企業不祥事を受け、取締役が望ましい資質を有していることは、会社の業務執行を適正化するための一要素として広く認識されるに至っていると思われる。学位申請論文は、資格と人

選に関するシステムのあり方を検討することで、取締役の資質あるいは適格性の確保という問題に対するアプローチを試みたものである。テーマ自体が大上段に振りかぶったものであるのに比べ、私の研究がこの問題にどの程度の進展を付け加えることができたかという点については疑問も残るところである。現在は公聴会が終了したばかりであり、学位の取得も「見込み」でしかないが、とりあえずはここまでの研究成果をまとめる機会をいただいたことに感謝申し上げたい。博士の学位はまだまだ未熟な自分には似つかわしくないものだが、その称号に恥じない成果を挙げられるよう、これからの長い研究生活を一步一步着実に歩いていきたいと思っている。

また、4月からは教育という新しい職にも携わることとなった。今は「教員」という立場に対する不安も大きい、すでに来年度のゼミ生との顔合わせも済ませ、教育への「責任感」や「楽しみ」も少しずつ芽生え始めているところである。

最後になるが、至らない私をここまで支えてくださった諸先生方に感謝のこぼしを申し上げたい。とりわけ商法分野の諸先生方には様々な面でお世話になった。斉藤先生には大学院入学以来不出来で怠惰な私を根気強く指導していただいた。山下先生には折に触れて研究の進捗状況を気にかけていただき、学位論文審査においては主査も務めていただいた。竹瀆先生には主に保険法を教えていただいただけでなく、大学院主事というお立場から大学院生生活についても様々なアドバイスを頂戴した。その他にも、お名前を挙げることはできないが、学内外の先生方や本学の事務の皆様のお厚情、そしてかけがえのない友人達の励ましがあつたからこそ、ここまで辿り着くことができた感謝申し上げる次第である。そして、海のものとも山のものともつかない娘の我儘をこれまで見届けてくれた両親にも、この場をお借りして感謝の意を示したい。

この5年間を振り返っただけでも、様々な方から受けた御恩の大きさにただただ愕然と

するばかりである。私にできることは、研究者として及ばずながら研究および教育に力を尽くすことだけであろう。そして、いつかまた自らの来し方を振り返る機会があるなら、そのときには、これまでの御恩に少しでも報

いることができたという思いを抱けるようにささやかながらも成長を遂げていたい、というのが、今の私の大それた夢である。

(なかむら・やすえ 商法/大学院法学研究科博士課程後期課程3回生)

## 博士論文執筆を振り返って

和田進士

2002年3月29日(金)、立命館大学アカデミア21で博士学位授与式があり、博士号(法学)を授かりました。このような名誉ある学位を賜ることができましたのも、本学の諸先生方をはじめ、数多くの方々のご指導と励ましがあつたからに他なりません。10年間立命館大学で学び、その成果が博士号として結実したかと思えますと、大変感慨深いものがあります。

私は高校での3年間を経て、立命館大学法学部へ入学いたしました。もともと法律関係の書物に触れる機会が多かったことと、中学、高校時代は警察官にあこがれていたこともあってのことでした。法学部に入学してすぐに、せっかくだから狙いを高く持とうと思ひ、司法試験と大学院の受験を考えました。それからの日々は講義に出席してはひたすらノートをとり、すぐに帰宅してその復習に明け暮れる毎日でした。

そうこうしているうちにゼミを選択する時期が訪れました。どのゼミにしようか多少迷いましたがもともと捜査手続に興味がありましたので、井戸田侃先生のゼミを希望し所属を許可していただきました。その後、先生に大学院の研究コースをすすめられたことや、地下鉄サリン事件で別件逮捕がタイムリーな話題となりそれに興味をもったこともあって、大学院への進学を希望するに至りました。

井戸田侃先生が定年退職後、私の論文指導を担当された久岡康成先生の下で研究をする

うちに、イギリスでは1986年から日本よりも先進的な捜査手続に関する詳細な規定が運用され、その下での実態も徐々に蓄積されつつあるという現状を耳にしました。そこで、日本における違法な別件逮捕・勾留に対する抑制を目指して、イギリスを中心に比較法的見地から研究を進めることにしました。その結果、イギリスにおいても日本の別件逮捕・勾留に相当する、ホールディング・チャージと呼ばれる捜査方法が存在することが判明しました。そして日本では、ホールディング・チャージについての研究は皆無に等しいことも分かりました。

しかしここから私の研究はなかなか前に進まなくなりました。ホールディング・チャージについて詳細に書かれた資料が見つからなかったからです。いろいろな検索手段を試してはみましたが、イギリス法系の国の人によるホールディング・チャージをテーマにした著書や論文といったものは見つかりませんでした。また立命館大学にはイギリスの刑事訴訟法関連の資料はあまりありませんでしたので、他大学に重要と思われるイギリス刑事訴訟法関連の資料を読みに行くのですが、ホールディング・チャージについての記載はなく、またあつてもどの文献も一様に同じ1つの判例だけを脚注に挙げて数行説明するだけのものでした。そうしてホールディング・チャージをテーマに論文を書くことは不可能ではないかと思ひながらも、図書館で資料を探索しつつ研究の進め方について暗中模索す

る日々が続きました。結局、少なくとも近隣にある大学や図書館に存在するイギリス刑事訴訟法関連の資料を全て読み、日本に存在しないと思われる資料はイギリスで集めるしかないと感じるに至りました。その結果、「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて」と題する論文を、立命館法学273、277、278号に掲載させていただくことができました。私の博士論文「イギリス裁判官準則期におけるホールディング・チャージの抑制について」は、主にこれら3本の論文によって構成されています。

最後にこれまでの研究生生活を振り返り、常にやさしく、そして学問研究に関して常に厳

しくご指導くださいました井戸田侃先生、久岡康成先生のご学恩を忘れることはできません。そのご恩に対して適切な感謝の言葉も見つからないほどです。また、博士論文審査に携わってくださった上田寛先生、葛野尋之先生には、論文執筆の面でも大変お世話になりました。生田勝義先生からは、資料不足の折に暖かいご配慮を賜りました。松宮孝明先生、指宿信先生からは、研究を進めていく上で貴重なアドバイスを賜りました。さらに塩谷毅先輩(先生)からは、基礎的な勉強方法についてご指導を賜りました。刑事法の先生方をはじめ、私のこれまでの研究生生活を支えてくださった諸先生方と数多くの方々、この場を借りまして深く感謝申し上げます。

(わだ・のぶひと 刑事訴訟法 / 立命館大学  
非常勤講師 / 博士《法学 立命館大学》)

### 法学部関連の主な学術交流・研究活動(2002年12月～)

- 02年12月6日 公法研究会：西田昌弘氏「Hard Look法理の変容と行政機関の応答責任」、小林 貴 誉志氏「投資紛争解決センターの仲裁管轄権」、村岡真夕子氏「多文化主義と法」、東妙氏「法の射程 - 普遍的人間像再考」
- 02年12月6日 民法研究会：川野愛氏「100%支配親子会社の営業譲渡における総会決議の要否」、岩田達也氏「総会決議を欠く営業譲渡の効力 - 相対的無効説からの若干の検討 -」、宮本明幸氏「取締役報酬の減額・不支給をめぐる問題点」、小林 誠氏「利得償請求権における利得の概念」、藤田理恵氏「閉鎖会社における株式評価」、岩田圭史氏「契約交渉を破棄した者の責任について」、木下英明氏「金融商品販売業者等の説明義務」、青木啓靖氏「交通事故と医療過誤が競合した場合の共同不法行為の成否」、柿添智之氏「因果関係論の再検討 - 条件テストの妥当性 -」、佐藤晴子氏「抵当権に基づく貸料債権への物上代位」、柴田育子氏「土地・建物別個概念に対する検討 - 法廷地上権からの考察」、向峠仁志氏「表現通行地役権と承役地取得者との関係」、久岡修平氏「時効の相対効と援用権者の範囲」、西岡恵子氏「自営業者の労働性」
- 02年12月13日 公法研究会：白鳥徹氏「情報公開機関の対象拡大について」、風穴 樹氏「宇宙活動の商業化に伴う法的諸問題 - 宇宙における製造物責任を中心として」、佐藤保子氏「日本における多文化主義の可能性」、岡田真季氏「『表現の自由』の根拠とウェイトについて」
- 民法研究会：赤澤俊雄氏「株主代表訴訟における和解の検討 - 取締役の賠償責任軽減を中心に」、西野 航氏「委員会等設置会社法制の問題点」、直江康晴氏「企業の支配権争奪」、平井健一氏「取締役監視業務違反についての一考察」、

浦尾育代氏「カルテルに対する独禁法執行手段の法的論点」、森下大輔氏「自然保護と法 - 環境権から自然の権利へ」、福森健之氏「交通事故と医療事故の競合について」、小林大祐氏「慰謝料高額化試論 - 名誉毀損事例を年頭に -」、三宅章弘氏「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言の問題点について」、高橋智美氏「いじめ訴訟における過失内容についての考察」、山ノ内まゆみ氏「抵当権侵害に基づく妨害排除」、小坂梨緑菜氏「段階的所有権移転論の検討」、西村晃一氏「新しい労働法理念の検討 規制緩和論をめぐる議論を通して」、山本 栄氏「路上生活者の働く権利と労働法」、能手歌織「成年後見制度 - 運用の現状と身上配慮をめぐる諸問題について」、周藤謙輔氏「法律上の父子関係はいかに決まるのか」

政治学研究会：峯俊智穂氏「世界文化遺産と市民意識の形成 - 心の中に平和の砦を気づくための試論 - 」

02年12月17日 民法法研究会：土岐孝宏氏「ドイツにおける利得禁止原則の崩壊」、佐々木健氏「意見表明権の受容へ向けた日本法の分析 - ドイツ親権法との比較考察から - 」

02年12月18日 公法研究会：山下健次氏「人権規定の法的性格をめぐって」

02年12月20日 国際学术交流研究会：ワシントン大学ロースクール教授スタンレイ・パウルソン氏「ケルゼンの法理論」

民法法研究会：小山泰史氏「流動財産担保の研究」

03年1月23日 公法研究会：生田勝義氏「行為原理と刑事違法論」

03年1月31日 人文科学研究所プロジェクトA 公共研究会 平野仁彦氏「法の形成と『公共的理性』」

03年2月7日 法政研究会：川上 勉氏「ヴィシー政府と『国民革命』」

博士学位申請論文公聴会：中村康江氏「取締役の資格と人選」

03年2月22日 立命館土曜講座：堀田秀吾氏「裁判と言語」

03年3月1日 立命館土曜講座：竹治 進氏「言語の恣意性と異文化理解」

03年3月8日 立命館土曜講座：山口幸二氏「共通語」という幻想 - 1930~40年代の「英語」と「国語」と「日本語」 -

03年3月29日 立命館土曜講座：指宿 信氏「情報化社会と市民生活」

法学部定例研究会：法政研究会・公法研究会 / 民法法研究会 / 政治学研究会・  
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /  
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第32号 (2003年3月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町 5 6 - 1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>